

令和6年4月1日から

保育料・副食費の

世帯第2子以降無償化が始まりました！

問 保育課保育企画係 直通 0263-52-0844

保育園 認定こども園※ 地域型保育施設

※保育園部分

●0～2歳児クラス

生計を一にする兄弟がいる場合、
保育料が0円になります。

■副食費

0～2歳児クラスは、副食費の負担はありません。(保育料に含まれているため)

■手続き

無償化に伴う手続きはありません。

●3～5歳児クラス

生計を一にする兄弟がいる場合、
副食費が0円になります。

幼稚園※

※認定こども園の幼稚園部分
新制度移行幼稚園
新制度未移行幼稚園
が該当します。

●副食費

生計を一にする兄弟がいる場合、
月額4,700円まで無償になります。
(主食費は対象外)

■手続き

無償化に伴う手続きはありません。

認可外保育施設

●保育料

生計を一にする兄弟がいる場合、
保育料が無償(※)になります。

■手続き

無償化に伴う手続きが必要です。
詳細は、施設または市保育課に
お問い合わせください。

※無償になる保育料には上限があります。また、副食費は無償化の対象外です。

●無償化になる保育料の上限額について

認可外保育施設の保育料は、施設ごとに任意で定められているため、上限額を設けています。上限額は次のとおりです。

3歳未満児…月額42,000円

(企業主導型保育施設は、0歳児37,100円、1・2歳児37,000円)

3歳以上児…月額37,000円

(企業主導型保育施設は、3歳児26,600円、4・5歳児23,100円)

Q&A

●市外の施設に通っている場合も対象になりますか？

塩尻市民が塩尻市外の幼稚園又は認可外保育施設に通っている場合も対象になります。